

[3]重大事案への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を講じる。

- ① 重大事案が発生した旨を、設置者及び知事に速やかに報告する。
- ② 関連機関と協議の上、当該事案に対処する対策本部を設置する。
※危機管理方針のP3対策本部設置を参照。
- ③ 上記の対策本部を中心に、事実関係を掌握するための調査を実施する。
- ④ 上記調査の結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、またいじめを行った生徒保護者に対して、事実関係その他の必要な情報提供を適切に行う。

[4]その他留意点

いじめ防止対策委員会は、いじめの実態把握及びいじめに対する措置、防止対策等が適切に行われたかを評価し、PDCAサイクルに基づく基本方針の見直し・改善を行う。